

第7章

方法書に対する経済産業大臣の勧告

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第46条の8第1項の規定に基づく、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての審査がなされた結果、環境の保全について適切な配慮がなされていることから同項の規定による勧告をする必要がないと認められ、同条第2項の規定に基づく通知（令和7年1月28日付 20240806保第14号）がなされた。内容は次のとおりである。

山口県知事及び柳井市長からの意見は、「第6章 6.2 方法書についての都道府県知事の意見及び事業者の見解」のとおりである。

経済産業省

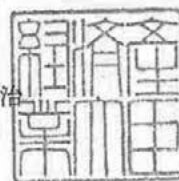
20240806保第14号

令和7年1月28日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 中川 賢剛 殿

経済産業大臣 武藤 容治



中国電力株式会社「柳井発電所2号系列リプレース計画 環境影響評価方法書」に対する勧告について

2024年8月6日付けCN環第14号をもって届出のあった柳井発電所2号系列リプレース計画 環境影響評価方法書について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第2項の規定に基づき、通知する。

なお、同条第3項の規定に基づき、山口県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、勘案されたい。

